

「」

■ 3. 権利に基づく闘い (連載その6)

小田垣モデルで「検査と隔離」を進めることが感染を抑え  
かつ経済破綻も防止できる最良の戦略  
「補償なしの要請」と「行動変容」は経済を破壊する  
罰則を伴う法整備は不可能  
行政の責任は「検査と隔離」  
「検査と隔離」こそ感染防止・経済回復の鍵  
————— 熊本一規 (明治学院大学名誉教授)

◎ <なぜ協力金なのか>

新型コロナ問題で、国は一貫して補償を拒んでいます。そのため、財政力のある自治体は協力金制度を設けています。

しかし、なぜ「補償金」でなく「協力金」なのでしょう。

「協力金」とは、発電所立地や河川工事等で設けられてきた制度ですが、国交省は「不明朗な支出になるため許されない。補償金として支払うべき」としています。

にもかかわらずコロナ対策で「協力金」とされているのは、「補償金」は憲法に基づいて公権力が支払うことを義務付けられるからです。

国は、あくまで「義務(補償金)」でなく、「恩恵(協力金)」として自治体に支払わせたいのです。

◎ <罰則を伴う法整備は不可能>

自治体の「休業要請」や「指示」に従わないパチンコ店に対し、国は「罰則」を伴う法整備を示唆してきましたが、最近、西村大臣は法改正に踏み込まない理由を「事態が落ち着いてから検討する」と説明しています。

しかし、本音の理由は、そのような法整備は不可能だからです。

なぜなら罰則を設ければ憲法に基づいて補償が必要になるため、事業者は、「要請」や「指示」に応じれば補償を受けられず、応じなければ補償を受けられることになるからです。

つまり、「要請」や「指示」で実質的に強制してきた「補償なしの特措法」の制度が破綻するばかりか、それが憲法違反の法律であることが明らかになってしまうからです。

◎ <「検査と隔離」こそ有効>

国・自治体は、新型コロナ対策として国民・市民に外出や営業の

「自粛」を要請してきました。西浦博氏の「行動変容（8割削減）」論がその支えになってきました。

しかし、「検査と隔離」を進めれば、「自粛」なしでも感染抑制は十分に可能なのです。それは台湾・韓国でも実証されていますが、小田垣孝九州大学名誉教授がモデルで明らかにしました。

小田垣モデル（詳しくは小田垣氏又は私のホームページを参照）によれば、新規感染者数が10分の1に減るのにかかる日数は、検査数を現状に据え置いたまま接触機会を8割削減すると23日、10割削減でも18日かかるのに対し、検査数が倍増するならば接触機会が5割減でも14日ですみ、4倍増ならば接触機会を全く削減しなくても8日で達成するなど、接触機会削減より検査・隔離の拡充の方が有効であることが示されました。

新型コロナ問題解説で健闘されている岡田晴恵氏は、この新モデルを「21世紀型の感染症対策モデル」と高く評価しています。

西浦モデルは、「検査→隔離」を考慮せず「行動変容」を求めるだけなので生活・経済を破壊します。

小田垣モデルに基づき「検査と隔離」を進めることが、感染を抑え、かつ経済破綻も防止できる最良の戦略です。

◎「検査と隔離」及び「補償」は行政の責任です。

いまだに厚労省・感染研は検査推進を妨害していますが、自らの責任をおろそかにしたまま、「自粛要請」、「ステイホーム」、「新しい生活様式」等々、国民・市民への義務付けばかり強いるコロナ対策をこそ問い質さなければなりません。